

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 201 回

いよいよ春 4 月桜の季節であり、樹木がいっせいに芽を吹く季節でもあります。しかしある意味では、変化が多く、大きく、最も恐い季節ともいえます。特に、今年はその傾向が強いと思いますので、注意してください。

【さて今回は運について一言】

人生にとって成功するかどうかの分岐点に**運の要素**が占める割合は非常に大きいと思います。私もそういった運命の恐さをたくさん見てきています。

「経営の神様といわれた松下幸之助が従業員の採用面接の時 — **あなたは運がいいほうですか、悪いほうですか** — と聞き、運が悪いほうと答えた人は不採用にしたという逸話があるくらいです」

この運には**自力運**と**他力運**がありますが、**自力運**、すなわち自力でツキ、運を掴む方法を考え、実行すれば、必ずやこの難局も切り抜けることができるものと思われれます。

それには・・・**自分を変えること**ですね。

たとえば

- (イ) 朝早起きをして本を読む、散歩する
- (ロ) 怠惰をやめ勤勉になる
- (ハ) いつもニコニコ明るくする
- (ニ) 毎晩先祖様に感謝のお祈りをする
- (ホ) 何かしてもらった、あるいは今日会った人にすぐに感謝の手紙を出す
- (ヘ) 一日一善を心がける
- (ト) 常に前向き、楽天的に考え行動する

これであなたは運がいい人になります・・・

私も心掛けます。皆様も実行してみてください。

前田の《今人生を語る》第 107 回

めざめよ日本人[®]

目的感、使命感をしっかり持ってこそ人生が活かされ、また生きている価値が生ずると思います。その動機付けは何でもいいです。

- 社会のため
- 家族のため
- 日本のため
- 友人のため

自分以外のもののために一所懸命頑張ろうと思えるものを見つけられれば、それが動機になります。

ガンバレ日本人、めざめよ日本。

退職金と税金

佐藤 洋

退職金は通常（下記(2)参照）その支払いを受けるときに所得税と住民税を特別徴収してその課税関係を終了させます。

この退職金は、長年の勤労に対する報償的給与を一時的に支払うものであることから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くて済むよう配慮されていることが特徴です。

(1) 計算方法

$$(\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}(\ast)) \times 1/2 = \text{課税退職所得金額}$$

※ 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数
20 年超	800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)

- ・ なお勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、たとえ一日でも 1 年として計算します。
- ・ 上記の算式によって計算した金額が 80 万円未満のときは 80 万円として計算します。
- ・ 障害者となったことに直接基因して退職する場合は上記金額に 100 万円が加算されます。

① 所得税額

$$\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} (\text{通常の所得税率}) - \text{控除額} = \text{所得税額}$$

② 住民税額（都道府県民税、市町村民税）

$$\text{課税退職所得金額} \times \begin{matrix} \text{都道府県民税} (4\%) \\ \text{市町村民税} (6\%) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{税 額} \\ \text{都道府県(A)} \\ \text{市町村(B)} \end{matrix}$$

$$\begin{matrix} \text{税 額} \\ \text{(A)} \\ \text{(B)} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{控除額} \\ \text{(A) \times 10\% (C)} \\ \text{(B) \times 10\% (D)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{特別徴収すべき税額} \\ \text{都道府県民税額(A)-(C)} \\ \text{市町村民税額(B)-(D)} \end{matrix}$$

(2) 源泉徴収と確定申告

- ① 退職金の支払を受けるときまでに「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税の課税関係が終了（分離課税）しますので原則として確定申告をする必要はありません。
- ② 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から一律 20% の所得税が源泉徴収され、確定申告で精算することになります。

(3) 死亡による退職金

被相続人の死亡によって死亡後 3 年以内に支払が確定した退職金が相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となり、所得税の課税対象にはなりません。